

〈参考資料：廃棄物〉 図解・『産業廃棄物処理がわかる本』の要約

(株)ジェネス (旧・西日本産業) 著者

2006,4,1 日本実業出版社

2010. 9. 29

*本書は廃棄物の排出事業者を対象に書かれた本ですが、実践に即して、大変わかりやすく書かれています。市民の廃棄物の参考書としても利用しやすく、不法投棄をなくしたい市民目線で、加筆 (赤色)・追加 (強調二重下線) し、要約しました。

序章：最終責任は排出事業者にある

1. 産業廃棄物の責任者は？⇒〈あなたの会社がごみの最終責任を負う。〉

1970年代以降、「**廃棄物の処理または清掃に関する法律**」(以下「**廃掃法**」)により、産業廃棄物を出した会社は、自らの責任で、法律に則って廃棄物の処理をしなければならなくなった。処理業者に任せて終わりではなくなった。

2. 産業廃棄物の定義⇒〈ある時は一般廃棄物、ある時は産業廃棄物？〉

「**産業廃棄物**」は廃掃法によって、「事業活動に伴って生じた**20種類のもの**」と定義されています。そして、産業廃棄物以外の廃棄物を「**一般廃棄物**」としています。産業廃棄物は一般廃棄物と比較して、量は多く、質は悪く、環境汚染に与える影響は大。

3. 産業廃棄物の処理⇒〈リサイクル重視の中間処理が必要〉

処理には「**中間処理**」と「**最終処分**」(埋め立て)がある。中間処理には、**選別、破碎、脱水、焼却、溶融**等がある。ものを作りだす産業を「**動脈産業**」使い終わった後のものを処理する産業を「**静脈産業**」と言い、**リサイクル**を中心に静脈産業のパイプを太くしていく必要がある。

4. 不法投棄⇒〈不法投棄はなぜ後を絶たないか。〉

最終処分場がひっ迫し、埋め立てる費用が高くなっている。また、リサイクル廃棄物処理費用が高くなっていることが原因。「コスト削減」の発想から発生する。

5. 適正処理をするために⇒〈「委託契約書」と「マニフェスト」〉

①「**委託契約書**」は、産業廃棄物を自ら処理することができない排出事業者が、処理業者に処理を委託する時に結ぶものです。

②「**マニフェスト**」(産業廃棄物管理票)は、すべての産業廃棄物処理に必要な書類で、7枚綴りの複写式の伝票の事です。

6. 産業に関する法律⇒〈産業廃棄物に関する法律にはどんなものがあるか〉

「**環境基本法**」が1993年(平成5年)に施行された。環境に対する基本理念が書かれてある。「環境保全の重要性を認識し、自然環境を守り、環境に負荷がかからない持続可能な社会の構築を積極的に取り組むこと」となっている。→第6章へ

7. 産業廃棄物と環境⇒〈環境に鈍感な企業は生きていけない〉・・「**環境**」は「品質」「安全性」「価格」に並ぶ重要な選択肢の一つと見なされるようになってきた。

1 章：産業廃棄物ってなんだ？

1. 産業廃棄物の定義と区分⇒〈価値の無い、誰も買わないモノが廃棄物〉

「廃棄物」とは不要になったごみの事です。廃掃法では、「排出事業者が自分で利用したり、他人に売ったりすることができないために不要になった固形状、又は液状のもの」と定義されています。ごみは産業廃棄物と一般廃棄物に分けられますが、産業廃棄物はさらに「**特別管理産業廃棄物**」に、一般廃棄物は、「**事業系一般廃棄物**」、「**家庭系一般廃棄物**」、「**特別管理一般廃棄物**」の合計5つに分かれます。

2. 産業廃棄物の区分⇒〈事業活動に伴って発生する廃棄物のうち 20 品目〉

事業活動から出される廃棄物には「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」がある。その中で、下記、**20 品目**（産業廃棄物のそれぞれにつけられた名前）が産業廃棄物。
燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず・銧さい・がれき類・ばいじん・動植物性残さ・動物系固形不要物・動物のふん尿・動物の死体・13 号廃棄物（コンクリート固形物等）

◆産業廃棄物の具体的中身：例えば（さらに詳しく）

「廃プラスチック類」①廃合成樹脂建材、②廃発泡スチロール等梱包材、③廃タイヤ、（ゴムくずは天然ゴムのみ）④廃シート類など。

◆事業系一般廃棄物の中身：特定の事業活動で排出される産業廃棄物以外の廃棄物。
特定の事業活動に伴う産業廃棄物→紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・動物系固形不要物・動物のふん尿・動物の死体の 7 品目。事業所から出される紙くずは事業系一般廃棄物。

3. 特別管理産業廃棄物⇒〈厳重な管理が必要な「特別管理産業廃棄物」〉

廃掃法では、「爆発性、毒性、感染性・その他の人の健康又は生活環境に係わる被害が生じる恐れのある性状を有する有害な産業廃棄物の事」と定義されている。（一般廃棄物も同様の定義）。さらに、PCB 物、廃石綿等は「**特定有害産業廃棄物**」として区別されます。特別管理産業廃棄物は、廃油・廃酸・廃アルカリ・感染性産業廃棄物・特定有害産業廃棄物・輸入廃棄物の 6 種類。「廃油」は燃焼性のある廃油。「産廃」は pH2.0 以下。「廃アルカリ」は pH12.5 以上。

4. 間違いやすい廃棄物⇒〈産業廃棄物？それとも事業系一般廃棄物〉

- ・建築現場から出る木くずは産業廃棄物、　・日曜大工の木くずは一般廃棄物。
- ・オフィスから出る不要コピー用紙は一般廃棄物　・製本などの出版事業から出る紙くずは産業廃棄物。

「特定の事業活動に伴う紙くず・・・産業廃棄物 **8 業種**」⇒建設業・パルプ製造業・製紙業・紙加工品製造業・新聞業・出版業・製本業・印刷加工業。オフィスから出る紙は、一般ごみ。

5. 建築系の産業廃棄物⇒〈家を一軒建てる、どのくらいの産業廃棄物がでるか〉

建築系の産業廃棄物は**建廃**とも呼ばれ、廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラス及び陶磁器くずがれき類の 8 品目。産業廃棄物が複数混ざる「**混合廃棄物**」がほとんど。

6. 産業廃棄物排出量の特徴⇒〈日本全国における総排出量はおよそ 4 億 1200 万トン〉
- ①**地域割合**：関東が全体の 1／4、2 位 中部(15%)、3 位 近畿(14%)。
 - ②**業種別**：1 位 電気・ガス・水道 (22%)、2 位 農業(22%)、3 位 建設業 (18%)。
 - ③**品目別割合**：1 位 汚泥 (46%)、2 位 動物のふん尿(22%)、3 位 がれき類 (14%)。

2 章：産業廃棄物はどう処理されているか

1. 日本の資源⇒〈日本の資源はいったいどのように使われているのだろう〉

日本に投入される物質の年間の総量は約 20 億トン、廃棄物の総量は 4. 5 億トン、その内、産業廃棄物は 4 億トンです。(循環型社会形成では物質循環が大切になる。)

2. 産業廃棄物の処理過程⇒〈中間処理はどうして必要か〉

産業廃棄物は中間処理（工場）を通して、リサイクルされるか、最終処分場で埋め立て処分されます。廃棄物の容量を減らすには、どうしても中間処理が必要です。

中間処理には、「**焼却**」「**破碎**」「**溶融**」「**脱水**」「**選別**」があります。また、酸やアルカリを中和する「**安定化**」やダイオキシンや PCB 等を処理する「**無害化**」がある。

3. 中間処理の仕事⇒〈さまざまな中間処理〉

①**焼却**：焼却施設はダイオキシン問題により、厳しい基準が設けられている。焼却すると燃えガラが発生するが、その利用方法は限られている。熱を利用する、サーマルリサイクルがある。(ダイオキシン以外でも、排気ガスには危険なものがある。滋賀県は水銀の規制がない。また、焼却施設と最終処分場の両方を同一事業者に許可した場合、不法投棄が行われやすい。)

②**破碎**、③**選別**、これを行うとリサイクルがやりやすい。・・・以下、4～7 省略。

8. 最終処分場⇒〈最終処分場には 3 つの種類がある〉

①**安定型最終処分場**：性質が安定した、腐らない品目 (廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず・ガラス及び陶磁器くず・がれき類の安定 5 品目) の産業廃棄物を埋め立てる。埋立て空間に遮水工がない。日本の処分場の 62%。

(全国的に、このタイプの処分場が問題を起こすことが多い。燃えガラや腐るものも埋め立てるケースが後を絶たず、日本弁護士協会は、今後、この種の処分場を許可すべきでないとの声明を平成 18 年度に出している。)

②**管理型最終処分場**：分解性で性質が安定しない品目等を埋め立てることができる。

(埋め立てコストは、安定型に比べ、倍以上で、滋賀県の甲賀クリンセンターでは平均、トン当たり 25,000 円する。) 地下水への汚染を防止するため、ビニールシートやゴムシートを敷き、内部にたまった水は、浸出液処理施設で処理して放流する。日本の処分場の約 37%。

③遮断型最終処分場：有毒な産業廃棄物を埋めることができる。屋根付きで、鉄筋コンクリートで作られている。日本の処分場の約 1%。

9. 展開検査⇒〈最終処分場における許可品目以外の混入防止について〉

全国的に安定型最終処分場の許可品目以外の混入防止が問題となっている。

廃棄物処理法では、産業廃棄物を埋め立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して許可品目以外の廃棄物の付着又は混入の有無について目視による検査を行い、その結果、許可品目以外の廃棄物の付着又は混入が認められた場合は埋めたててはならないと定められている。また、展開検査の結果を記録し、周辺住民の求めに応じ、閲覧させなければなりません。展開検査はフェニックスや甲賀クリンセンターでは、きちんと実施されているが、民間の最終処分場では疑問が残る。

*本書はなぜか展開検査については、まったく触れられていない。

3章：これが適正処理の流れだ

1. 適正処理フロー ⇒〈適正処理で押さえておくべき 3 つのポイント〉

排出事業者は「契約書」「許可書」「マニフェスト」（産業廃棄物管理票）が、満たされなければならない。

2. 契約書⇒〈契約書は誰と交わせばよいのか〉

契約書は産業廃棄物の処理を委託する収集運搬業者・処分業者それぞれと取り交わさなければならない。（運搬と処分が同一の会社であれば、一つの契約書で良い）

3. 許可書⇒〈許可書は廃棄物を運搬・処分するすべての事業者に必要な〉

4. 契約書のチェック⇒〈契約書で押さえておきたい項目〉

5. 産業廃棄物の運搬⇒〈産業廃棄物の運搬には書類を携帯・表示する〉

6. マニフェスト（1）⇒〈マニフェストの流れを理解しよう〉

排出事業者：A 票（控え）、B2 票（運搬終了）、D 票（処理終了）、E 票（処分終り）

運搬事業者：B1 票（控え）B2 票は排出事業者へ、C2 票（処理終了）

処分業者：C1 票（控え）D 票（中間処理終了）は排出事業者へ

最終処分業者：E 票は排出事業者へ、二次マニフェストの運用で確認。

（*各事業者・処分業者が保管する管理票：A・B1,2・C1,2・D・E の 7 票）

7. マニフェスト（2）⇒〈排出から最終処分までを管理するマニフェストの流れを、理解しよう〉

①廃棄物の発生：排出事業者はマニフェストを購入。

②産業廃棄物：マニフェスト（7 枚綴り）に必要な事項を記入し、収集運搬業者へ渡す。
収集運搬業者は署名・捺印の上 A 票を排出事業者へ控えとして返す。

③運搬終了：収集運搬業者は処分業者の元へ廃棄物を運搬する。収集運搬業者は、運搬終了後、残りのマニフェスト（B1～E 票）を廃棄物とともに処分業者に渡す。

処分業者は署名・捺印の上、B1、B2 票を収集運搬業者に返す。収集運搬業者は B1 を控えとし、B2 票を排出事業者に返す。

- ④B2 票の返送：排出事業者は A 票と B2 票を照合確認する。(10 日以内)
- ⑤中間処理終了：処分業者は中間処理終了後、マニフェストに署名・捺印し、収集運搬業者に C2 票を、排出事業者 D 票（中間処理終了）を返す。C1 票は控え。
- ⑥最終処分終了：最終処分終了後、中間処理業者から 10 日以内に排出事業者 E 票が送付される。排出事業者は A 票と E 票を照合確認する。(180 日以内)

8. マニフェスト（産業廃棄物管理票）(3) ⇒ 〈実際にマニフェストに記入しよう〉

〈収集運搬チェックシート〉

- ①産業廃棄物を、運搬する車両には、⇒「表示」と「書類の携帯」あり、なし。
- ②産業廃棄物の、現場から中間処理場までの運搬は、⇒「自社運搬」「他社委託」
- ③その運搬業者は、現場と処理場所所在両県（市）の産業廃棄物収集運搬業許可を⇒含んでいる。含まれていない。
- ④収集運搬業許可のある品目は、運搬されている廃棄物すべての品目を、⇒含んでいる。含まれていない。
- ⑤収集運搬業許可と委託契約を⇒書面でかわし、許可証も添付されている。許可証はない。書面でかわしていない。
- ⑥契約有効期限は切れていませんか？⇒切れていない。切れている。
- ⑦収集運搬業許可期限は切れていませんか？⇒切れていない。切れている。
- ⑧運搬途中に、廃棄物をある敷地内で一時保管していますか？⇒していない。している。
- ⑨その事業者は積載保管許可（自社運搬で 300 m²以上の敷地を使った場合には、届出）をもっていますか？⇒もっている。もっていない。
- ⑩積載保管基準は守られていますか？⇒守られている。基準は知らない。守られていない。
- ⑪廃棄物の積載状況について？⇒過積載や落下に注意。かさ上げしないが、詰めるだけ積んで。かさ上げして積む。

〈中間処理チェックシート〉

- ①委託している中間処理業者と契約書を交わしていますか？⇒交わしている。交わしていない。
- ②実際に中間処理施設を見学したことがありますか？⇒見学あり。見学なし。
- ③その時の処理の許可は？（選別・破碎・焼却・・・）⇒破碎・焼却。三つ。
- ④中間処理業者の選定はコストよりも適正処理を第 1 に考えていますか。？⇒考えている。考えていない。

- ⑤契約通りにマニフェストが交付されていますか？⇒交付されている。いない。
- ⑥排出事業者は中間処理だけでなく、最終処分まで把握する必要があることを知っていますか。⇒知っている。知らない。
- ⑦中間処理場で品目ごとに分ける行為には「選別」の許可が必要なことを知っていますか。⇒知っている。知らない。
- ⑧排出事業者は、中間処理業者が交付する二次マニフェストを確認していますか？⇒確認している。確認していない。

9. 電子マニフェスト（4）⇒〈電子マニフェストのしくみを知っておこう〉

10. マニフェスト（5）⇒〈マニフェストが必要なケース、必要でないケース〉

- ①産業廃棄物をリサイクル品として排出する場合⇒排出時において産業廃棄物であれば必要。
- ②専ら物を委託する場合（「古紙」「古繊維」「金属くず」「空き瓶」）⇒必要なし。
- ③土砂を委託する場合⇒必要ないが、コンクリート等が多量に含まれると必要。
- ④少量を定期的に回収してもらう場合⇒マニフェストは必要（量に関係なし）
- ⑤現場に人がいない場合⇒マニフェストは必要。
- ⑥公共事業の時だけ交付？⇒公共事業は関係なし。廃棄物の処理を委託する時だけ、マニフェストは必要。

4章：知っておきたい「産業廃棄物処理の事情」

1. 産業廃棄物処理委託の具体的事例（1）⇒〈収集運搬事業者を利用し、中間処理業者に委託するケース〉・・・廃棄物処理委託の基本。

- ①収集運搬事業者 B 社との契約。⇒産業廃棄物の搬出地点と搬入地点の両方の処理場所所在両県（市）の許可証を持つ業者。
- ②中間処理業者 C 社との契約
- ③廃棄物の引き渡しとマニフェストの交付

*排出事業者 A 社は、中間処理後の残さ（燃えガラ等）を処分する D 社（最終処理業者）との契約は必要ない。ただ、中間処理後の残さの行方は把握する必要がある。〔二次委託：C 社と D 社の契約となる〕

2. 産廃処理委託の具体的事例（2）⇒〈産業廃棄物の運搬と処分を同じ事業者に委託するケース〉

- ①収集運搬と処分を盛り込んだ 1 つの契約書でいい。費用は合わせた費用となる。
- ②コンテナに廃棄物を入れて運ぶケースが多い。コンテナ設置場所が必要。

3. 産廃処理委託の具体的事例（3）⇒〈産業廃棄物を自社で運搬し、処分のみを中間処理業者に委託するケース〉・・・キログラム当たり、若しくは m³当たりの単価を契約書に記載しておく必要がある。

4. 産廃処理委託の具体的事例（4）⇒〈各現場と事務所から運搬を委託するケース〉

建設業などの場合は注意が必要。

5. 産廃処理のコスト（１）⇒ 〈コスト削減が不法投棄の温床に〉・・・中間処理業者は排出事業者から産業廃棄物と共に処理料金を受け取り、自社で行う中間処理のコストと中間処理後の残さを処理するコスト（二次処理コスト）を賄い、残りが利益となる。とくに焼却は「減溶化」の代表で、1/10 以下に埋め立て容積を圧縮できるが、最終処分場がひっ迫してコストが高くなっている。**処理料金を抑えることが、不法投棄をうむ危険性をはらんでいる。**（静岡ナンバーの収集運搬者が、頻繁に滋賀県和邇〇〇の安定型処分場に廃棄物を運搬してくる。20 km・1 トン・1,000 円が運搬費とすると、遠方からの搬入はおかしい。現場担当者は、廃棄物の取り合いで、営業部門では熾烈な競争が存在すると述べていた。）
6. 産廃処理のコスト（２）⇒ 〈産廃処理にどのくらいの費用がかかるのだろう〉
異なる品目が混合している場合、処理費用は難しい。**新築現場から排出される廃棄物の場合。**（木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス及び陶磁器くず、がれき類・・・建築系 8 品目）

処理費用：（高い） 非飛散性アスベスト〉塩化ビニール〉石膏ボード〉廃プラスチック（梱包材等）〉ガラス・陶磁器くず〉木くず〉コンクリート〉紙くず〉金属くず**（安い）**
＊新築現場よりの建築系混合廃棄物が、1 m³当たり 1 万円を下回る時は、要注意。
7. 産廃処理のコスト（３）⇒ 〈量を減らすか、分別をして廃棄物の質を上げるか〉
8. 産廃事業者選択のチェックポイントと⇒ 〈信頼できる事業者を選ぶには、「施設見学」が一番〉
9. 産廃事業者の評価制度の中身⇒ 〈「評価制度」は一つの基準にすぎない〉
「公的な評価制度」、それが「**産業廃棄物処理業者の優良性に係わる評価制度**」
しかし、これは情報公開の度合いの評価。①情報公開性、②違法性、③環境保全への取り組み、を基準に各都道府県が評価したもの。
10. 広域認定制度⇒ 〈「拡大生産者責任」によるリサイクルの促進〉
広域認定制度は、製品が廃棄物になった時の処理を、その製品の製造業者が広域的に行うことによって、廃棄物の減量・適正処理を図ろうとするもの。（コピー機、タイル・バイク等）
11. **PCB**（ポリ塩化ビフェニール）廃棄物⇒ 〈地球全体を巻き込んだ環境問題に発展〉
PCB は油状、耐熱性、不燃性、電気絶縁性等に優れ、熱媒体や潤滑油として使用されてきた。しかし、化学的に分解されにくく、身体に入ると脂肪に溶け、皮膚障害、内臓障害やホルモン異常を引き起こす。自然界でも分解されにくく、地球全体の環境問題になった。特別管理産業廃棄物・法により国内 5 か所で処理。

12. 「アスベスト」(石綿)⇒〈適正な処理をおこなうには、まず正しい知識から〉

アスベストは天然の鉱物で、不燃性、絶縁性に優れ、安価で建築材料などに利用されてきたが、非常に細かい繊維のため、吸引すると肺の奥まで入り込み、癌を引き起こす。(2004年に輸入禁止) 飛散性で3段階に分かれる。

(レベル1)・・・吹き付けアスベスト、体育館の天井など。〈飛散性大〉

(レベル2)・・・除去されたアスベスト含有保温材・断熱材・耐火被覆材

(レベル3)・・・除去されたアスベスト形成材 非飛散性⇒ガラス・陶磁器
くずに分類される。

* レベル1, 2は特別管理産業廃棄物。 除去は「石綿障害予防規則」による。

5章：不法投棄はなぜ起きるか

1. 不法投棄の現状(1)⇒〈不法投棄が起きる原因を探ってみよう〉

最終処分場の逼迫で処理費用が高騰し続け、排出事業者が高い処理費用を出すのを渋ることが原因。処分場の新規許可件数が横ばい状態なのに、毎年、産業廃棄物が4億トンも出続けていることが問題。最終処分場の残余年数は若干伸びている。

$$\text{残余年数} = \text{残存容量} \div \text{年間最終処分量}$$

2. 不法投棄の現状(2)⇒〈不法投棄の推移を見てみよう〉

1993年から2004年まで毎年約、40万トン(2003年だけ74.5万トン岐阜のため) 実際には、未確認や疑わしきものが大量にある。建設系廃棄物が全体の9割。(不法投棄の量はこれよりはるかに多く、年間1千万トン以上と主張する人もいる。)

3. 不法投棄の現状(3)⇒〈不法投棄はどのように行われるか〉・・・種類別区分

- ①パターン1：排出事業者が自ら不法投棄。これが最も多い。直接、空き地や山林に捨てに行く。
- ②パターン2：排出事業者による自社用地での不適正保管。建設会社の資材置き場が不適正処理、不法投棄となる。(私有地だとボーリング等は行政でも勝手に出来ず、法制度にも問題がある。土をかぶせてしまえば、周辺の地下水汚染が見つからない限りわからない。)
- ③パターン3：無許可事業者(ダンプ)に業務を依頼し、その後不法投棄。
- ④パターン4：許可事業者に収集運搬を依頼。しかし、思わぬ落とし穴が・・・中間処理業者とも契約、現地確認が必要。(滋賀県では収集運搬だけの許可を取る事業者が増えている。)
- ⑤パターン5：不法投棄の中核・・・危険の潜む中間処理施設。⇒処理能力を超える廃棄物の受け取り、(栗東RDは、焼却しきれない廃棄物を不法埋め立てしていた。類似のケースは、他の処分場でも存在する)、施設内に廃棄物の山を作り、処理しきれないモノを闇ルートで流す。(オーバーフロー)
- ⑥パターン6：最終処分業者の違法行為。品目外の埋め立てを行うケース。安定型と

管理型では費用は約 2 倍違う。管理型に埋める品目を安定型処分場に埋めれば、差額は利益。他に、処分場の拡大や深穴を掘って埋める等。

- ⑦パターン 7：リサイクル業者の不法投棄。堆肥化リサイクルや固形燃料リサイクル等で不法投棄がある。リサイクル品の需要と供給のバランスが大事。

4. 産廃事業者簡易チェックシート⇒〈あなたの委託事業者は大丈夫？産廃事業者を
チェック〉・・・①収集運搬業者、②中間処理業者、③最終処分業者を[法律偏]、[健全経営編]でチェックする。チェックリストは省略。
5. 不法投棄の現場⇒〈不法投棄の現場を見てみよう〉・・・自社敷地内や山奥の碎石場等一見ただ山を切り開いた場所に不法投棄現場があり、覆土を払いのけると、レンガ、瓦、タイル、塩ビ管、木材などが姿を現す。紙や木くずはメタンガスを発生する。住宅建材などで使われる石膏ボードはある条件（嫌気性発酵）で硫化水素を発生する。接着剤は固まると廃プラスチックになる。（有機溶剤の塊）⇒地中で熱が加わると熱分解を起こす。農作物が売れなくなり、過疎化が進む心配あり。
6. 不法投棄の展望⇒〈不法投棄をなくすには、どうするか〉
- （1）最終処分場の増設・・・最終処分場が不足から、処理料金が高騰し不法投棄になる。新規処分場許可件数が落ち込んでいる。住民の反対運動もある。
- （滋賀県の管理型最終処分場は、目標の 1 / 3 しか廃棄物が集まらない。最終処分場不足と言うことには？がつく。）
- （2）排出事業者による徹底した（運搬・処理）事業者の選定。・・・自らの目でチェックすることが大切。施設内に廃棄物が山積みになっている事業者⇒適切に処理されているか疑うべきだ。

6 章：知っておきたい「法律・条例」はやわかり

1. 環境に係わる法律の「根っこ」と「幹」⇒〈「環境基本法」と「循環型社会形成推進基本法」〉
- ①環境基本法：環境に関する法律の原点。自然環境保全等、根っこにあたる。
- ②循環型社会形成推進基本法：幹にあたり、物質循環を実現するための考えをまとめた法律。廃棄物処理法や資源有効利用促進法は枝葉にあたり、その先に各種リサイクル法が位置づけられる。
2. 廃棄物処理法の狙いとしくみ⇒〈なぜ、毎年のように改正されるか〉・・・省略。
3. 個別法（1）容器包装リサイクル法⇒〈循環型社会の第 1 歩は家庭から〉
- 個別リサイクル法の中で最も身近であり、最も深刻な問題を抱えている。ガラス製容器、カン、プラスチック包装容器、紙容器、段ボール、ペットボトル等、（容量でごみの 6 割を占める。）リサイクルにかかる費用は、収集・選別を自治体が、リサイクルを特定事業者が負担するが、リサイクル費用の 7 ～ 8 割は、税金が支

払われる、収集・選別出かかると言われている。

4. 個別法（2）家電リサイクル法⇒〈消費者料金負担への根強い抵抗感〉

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、（重量で家電製品の7割）が対象。買い替えや、古い商品を処分する時、消費者がお金を支払う方式。（自動車のように購入時に支払う方法は、事業者の反対が強く導入できない。カン等のディポジット制度も業界の反対で導入出来ない。）

5. 個別法（3）食品リサイクル法⇒〈残った食品をどのようにリサイクルするか〉

対象になるのは年間100トン以上の廃棄物を出す食品業者。（エネルギーや家畜の飼料を中心に検討が加えられている。）

6. 個別法（4）建設リサイクル法⇒〈排出量の多い廃棄物を対象に現場分別とリサイクルが柱〉

新築工事や解体工事について定めたもの。不法投棄の6割が解体工事から発生する廃棄物。リサイクル法ができる前は、重機を使い一気につぶすし、ミンチ状の廃棄物を発生させる方法だった。この方法は、工期が短く、安上がり。しかし、資材を分けてリサイクルすることはできない。建設リサイクル法は次の事を義務づけている。

①対象となる工事に対し、分別解体等の実施。

②木材・コンクリート・アスファルトの現場分別とリサイクル。

③解体工事の届け出(80㎡以上)と都道府県知事への解体事業者登録。

7. 個別法（5）自動車リサイクル法⇒〈自動車シュレッダーダストが不法投棄で

大量に見つかるケースが多い。豊島の例等〉。購入時に、消費者が事前に支払う廃車時の費用は①フロン、②エアバッグ、③シュレダーダスト3品目の適正処理のリサイクル費用であって、廃車ガラと言われるものは、事業者が行うリサイクル品に入っていない。

8. 個別法（6）パソコンリサイクル法⇒〈2003年10月に施行された改正資源有

効利用促進法のパソコン関連業界における通称。家庭向けに販売されたパソコンやディスプレイの回収とリサイクルをメーカーに義務付けている。資源有効利用促進法は家電製品や自動車など指定された工業製品の回収やリサイクル等を生産者に義務付け、パソコンとディスプレイが追加指定されたことから、俗にこのように呼ばれるようになった。料金は、机上型パソコン本体・ノートパソコンと液晶ディスプレイ・液晶ディスプレイ一体型パソコンは3000円、CRTディスプレイ・CRTディスプレイ一体型パソコンは4000円である。

9. グリーン調達・グリーン購入・・・省略

10. 京都議定書・地球温暖化を食い止めるために・・・省略。

11. WEEE&ROHS 指令⇒〈電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限令〉

①WEEE 指令：2003年に採択された、EU市場に投入される電気・電子機器は廃棄物になった時、その製品は、製造メーカーが責任をもって適正処理するという

もの。冷蔵庫等の大型品からアイロン、トースター等すべての電気製品が対象になる。

②ROHS 指令：2006 年 7 月より EU に投入される電気・電子製品に鉛や水銀等の有害金属・有害物質を含むことを禁止するもの。

12. 産業廃棄物税⇒〈地方自治体による産業廃棄物税の背景〉・・・2005 年現在 24 府県が導入。トン当たり 1,000 円。

13. 罰則の適用例⇒〈適正処理のフローのどれが欠けても即処罰の対象に〉

廃棄物処理法の罰則は、個人が一番重いものが「懲役 5 年以下、若しくは 1000 万円の罰金、又は併科」法人は「1 億円の罰金刑」(2010 年からは 3 億円)

排出事業者が収集運搬業者と処理業者と委託契約をしており、収集運搬業者が不法投棄をした場合、排出事業者にも罰則がかかる。

14. 取り締まりの現状⇒〈排出事業者の意識改革が急務〉・・・違反は減らない。

①パトロール、②検問（毎年、5～6 月が取り締まり強化月間）、③住民からの通報による情報提供。

15. 最新情報の入手方法⇒〈常に最新情報をチェックし、対応策を講じる〉・・・

「産業廃棄物に関する情報入手先リスト」「産廃情報ネット」、インターネットアドレスが明記されているが、登録事業者の自己申告によるものだということに注意する必要がある。

〈産業廃棄物に関する情報入手先リスト〉

◆産業廃棄物に関する基礎知識⇒(社) 全国産業廃棄物連合会： 廃棄物の種類から、適正処理の必要条件まで <http://www.zensanpairen.or.jp>

◆産業廃棄物収集・運搬・処理業者検索⇒・産業廃棄物処理事業振興財、「産廃情報ネット」内容はあくまで登録事業者の自己申告。参考程度。 <http://www.sanpainet.or.jp/>

・環境省 産業廃棄物業者情報検索システム <http://www.env.go.jp/recycle/waste/sanpai/>

◆総合的にカバー ⇒

・環境省ホームページ：廃棄物の各種統計や法律・報道について <http://www.env.go.jp/>

・経済産業省ホームページ：物質循環に関する統計 <http://www.meti.go.jp/>

・国土交通省ホームページ：建設系の事はこちら <http://www.mlit.go.jp/>

・厚生労働省ホームページ：ダイオキシンやアスベストの情報 <http://www.mhlw.go.jp/>

◆統計データ⇒

・産業廃棄物の総合統計データ： <http://www.env.go.jp/recycle/waste/sangyo.html>

・一般廃棄物の総合統計データ： <http://www.env.go.jp/recycle/waste/ippan.html>

◆廃棄物処理法⇒・循環型社会基本法データベース： http://www.nippon.co.jp/re_law/

(文責 山田 利春) 以上